

横浜市ほどがや地区センター 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成25年 2月 28日			
団体名	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代表者名	橋本 淳	設立年月日	平成23年 6月 15日
団体所在地	〒240-0052 横浜市保土ヶ谷区西谷町 747-8-102		
電話番号	045-370-5231	FAX 番号	045-370-5230
沿革	<p>平成7年4月1日 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立（任意団体） ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、川島町公園こどもログハウス、 瀬戸ヶ谷スポーツ会館、峯小学校・笹山小学校コミュニティハウス 以上、7施設の管理運営を開始</p> <p>平成11年5月15日 桜ヶ丘コミュニティハウスの管理運営開始</p> <p>平成11年5月30日 今井地区センターの管理運営開始</p> <p>平成17年5月15日 くぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営開始</p> <p>平成18年4月 1日 今井地区センターの管理運営は民間企業へ移行</p> <p>平成23年4月 1日 西谷地区センターの管理運営が終了し、その代替施設としての 「西谷会館」の管理運営開始（平成24年11月30日まで）</p> <p>平成23年6月15日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立</p> <p>平成24年4月 1日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会として施設の 管理運営開始</p> <p>平成24年4月 1日 保土ヶ谷公会堂の管理運営開始</p> <p>平成24年12月15日 西谷地区センターの管理運営開始</p>		
業務内容	<p>一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会は、平成23年6月15日、それまでの任意団体から法人格を持つ団体として新しく設立され、その目的は従前と同様「区民利用施設の管理運営及び地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（定款第3条）。この目的を達成するためにつぎの事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民利用施設の管理運営 2 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施 3 まちづくりの推進やこどもの健全育成の推進 4 区民の自主的な活動の支援（助言、情報提供、調整など） 5 区民主体のクラブ型組織やサークル化に向けての支援 6 地域コミュニティの醸成に関する事業 7 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業 		

(1) 指定管理者に関すること

- ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 指定管理者の業務におけるほ도가や地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

当法人は、平成7年に任意団体としてスタートしましたが、平成23年6月15日一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」(定款第3条)であり、地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」を掲げ、次の経営方針で運営しています。

- (ア) 区民の自主的な活動の支援を通じて活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します
- (イ) ニーズに応え、利用者満足度の向上に努めます
- (ウ) 公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います
- (エ) 永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います

当法人が区内全域の地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理者であることのメリットは、保土ヶ谷区の全域のニーズを常に把握でき、地域的に欠かさざるをえないようなサービスを、他の地域の施設が補完することにより、保土ヶ谷区でのニーズを満たすことが可能になると考えます。

イ 指定管理者の業務における横浜市ほ도가や地区センター指定管理業務の位置づけ

上記理念の実現を目指す当施設の管理運営は、協会の存立目的そのものであり、これにより地域住民の交流を深め、地域社会の発展に貢献することは当法人に与えられた使命であると考えます。当施設の運営においてもこの経営方針を前面に打ち出し、地域の皆様のご期待にお応えしたいと考えております。

ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

当法人は、これまで任意団体の時代を通じて、特に地域に密着した運営に努め、地域コミュニティの醸成や住民の連帯意識の形成に貢献してきました。その結果、数多くの区民の皆様のご支持を得ることができ、22年度末までに累計で725万人の皆様にご利用して頂いています。

現在10の公の施設を保土ヶ谷区にて管理運営している実績から、ほぼ区全域に亘って、区民のニーズを常に把握できていると自負しており、この利点は、今後の指定管理者施設の運営にも大いに発揮できると考えています。

平成25年度の管理運営施設は次のとおりです。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほ도가や地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同上	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	同上	H11. 5.15	指定管理
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同上	H 7. 4. 1	受託管理
横浜市笹山小学校コミュニティハウス	同上	H 7. 4. 1	受託管理
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同上	H17. 5.15	受託管理
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	同上	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同上	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市保土ヶ谷公会堂	同上	H24. 4. 1	指定管理
横浜市西谷地区センター	同上	H24.12.15	指定管理

(様式 2) 事業計画書(2)

(2) 横浜市ほどがや地区センターの管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置づけ

イ 地域の特性、地域のニーズ

ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置づけ

地区センターは「地域住民が・・・自主的に活動し、・・・相互の交流を深めることのできる場」「地域住民の福祉向上を図るために自ら事業を行い住民の自主的な活動を援助すること」とともに、平成 23 年度保土ケ谷区「個性ある区づくり」においては、大きな役割を担うことを期待されています。

私たちは前指定管理期間 5 年をかけた「個性ある区づくり」と同様の「5つの重点項目」のほか「子どもを守ろう」「歩行者空間バリアフリー」「輝け！地域力事業」「ほっとなまちづくり～第2次地域福祉保健計画」をこの地区センターを地域の拠点として実践してきました。そして、その願いは、このような活動により地域住民の自主的な活動を支援し、区民の相互交流を深めることで、「いつまでも住み続けたいまち保土ケ谷」の地域拠点としてこれからも尽力してゆきたいと願いからに他なりません。

私たちはこのように保土ケ谷で暮らす皆様と一緒に活動する地区センターとして、保土ケ谷が一層住みよい街になるよう、「人と人とのふれあい」「心の豊かさを育むまち」という街づくりの良きサポーターとして尽力してゆきたいと考えています。

イ 地域の特性、地域のニーズ

保土ケ谷区の行政中枢部であり、商業地、大型の団地やマンション・古い住宅街等が混在する複雑な地域です。人口形態をみますと、この地域は典型的な高齢社会の人口ピラミッドで、既に高い人口密度であることと併せて、団塊の世代が高齢期を迎えるために、今後、65 歳以上の人口が大きく増えることが予測されます。また、この地域にある帷子小と峯小学校の学区に安全な遊び場が少なく、この地区センターはその役割を大きく担います。さらに、この地区センターは交通の利便性が良いために、地域ばかりではなく保土ケ谷区全域のニーズを考えることも不可欠で、さらに西区に隣接していることから西区のスポーツセンターの機能も考慮した地域運営プランが必要となります。

ウ 公の施設としての管理

- a 「サークル活動並びに個人で利用を希望する全ての市民の皆様が公平・公益的に利用できる施設運営」に努めます。これを実現するために、行政が定める条例・規程以外の規則は、利用者アンケート・利用者会議、地域代表者による委員会を開催して決議し、地域・利用者の皆様の意見やご要望を幅広く取り入れた施設の運営をします。
- b 「地域に貢献する施設づくり」に努めます。地域の声を広く伺い反映し、地域の皆様と地域の課題に取り組み、住民の皆様の福祉の増進を図る公共施設として積極的に地域活動に協力します。
- c 「利用者ニーズ・地域ニーズに即応すること」に努めます。利用者様や地域のニーズを正確かつ綿密に把握し、適正かつ効果的・効率的に即応を心がけ、常に「良質なサービス」を区民の皆様に提供できますよう努めます。
- d 「利用者様の安全確保」のために常に配慮を怠らず、利用者様が安心して利用できますよう、万全の体制を整えます。
- e 「生涯学習等を通じた啓発活動」をいたします。受講者の個人趣味に留まらず、「次世代へつなげる心の豊かさ」「次世代につなげる豊かな地域社会づくり」をテーマに、「地域へ・次世代へ還元する生涯学習」へ発展させてゆきます。
- f 「地域の皆様への情報提供の場として」官公庁のパンフレット等の広報誌の管理に留まらず、地域の皆様に市政・区政などの情報を正確に伝えられますよう努力いたします。また、**地域活動などの豊富な情報**を地域の皆様に伝えられますよう努めます。
- g 所管課や公共施設との綿密な連絡をとり、「**区政への協力**」に努めます。特に、このセンターは交通の便が良いために、区役所などの大きなイベントが開催されることも多く、円滑な実施ができますよう専門的な知識を持って協力ができるよう配慮することが不可欠です。また、水害などの発生時は、避難場所として区の要請に迅速に応じられる体制を整えています。

3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

職員の配置は、利用者の利便性、安全性の確保と館内の運営維持のために、管理責任者の館長1名、管理及び企画を行う副館長2名と運営にあたるスタッフ18名（運営スタッフ16名、美化スタッフ2名）を配置します。

人員は多い利用者と広い敷地を考慮して、時間帯により勤務者人数を変えることで、利用者へのサービスと安全・安心の確保に効率・効果的な体制を得られます。さらにイベントやスタッフの急な不在に備えて「応援スタッフ」制度を利用し、人員増加の抑制と効率的な人員配置を行います。

(ア) ほ도가や地区センターの職員配置

ほ도가や地区センターは、横浜市内で最も広大な敷地を持ち、さらに体育館8室と本館14室が分離している特殊な構造です。また、敷地内は放課後児童の遊び場になることや近隣の障害者施設や休日救急医療センターへの通路であること、松原商店街への通路であることなど、**来館者様とほぼ同数の地域の皆様が毎日この敷地を通行しますために、館内の確実な運営とともに、敷地内の安全と美化を確保する人員体制を効率的に取ります。**

(イ) ほ도가や地区センターの人員体制

効率性と確実な施設運営を考慮し、開館時間内は常時3人以上、最も繁忙な時間帯（12時と15時前後）は5人以上が勤務している体制を確保します。

館長	常勤	1名	●運営管理の総括 ●利用者ニーズの調査・分析 ●事業計画書の作成 ●苦情対応 ●地域福祉の増進に係わる調査・分析・企画 ●職員研修の企画 ●地域・他機関との連絡・調整 ほか
副館長	常・	2名	●館長の補佐 ●設備・備品の保守管理●スタッフの指導 ●自主事業の運営 ●お客様情報の管理 ●経理・庶務 ●統計 ほか
スタッフ(運営担当)	時給	16名	●利用申込の受付・案内・対応 ●窓口サービス ●会場・器具・備品の管理 ●館内外の整理 ●図書管理 ほか
スタッフ(美化担当)	時給	2名	●館内外の清掃●修繕●植栽管理●地域や近隣への美化協力

常勤職員：館長1人、副館長2人 計3人（週5日勤務、8時45分～16時45分、13時～21時）

シフト制により開館時間内は常勤職員1～3人が必ず在勤し、苦情や緊急時等の対応責任者が常時居る体制を確保します。

時給スタッフ：各2班が隔週で勤務し、開館時間内は常時3人が勤務している体制を確保します。また、2班が毎週交代勤務することで、スタッフの休暇でも人員を常に確保し、イベントや緊急時の際にも円滑に増員できる態勢をとります。なお、このような採用方法をとることでより多くの地域情報を収集するスタッフを確保し、さらに地区センターでの就労を通じて地域活動につながる人材を育成してゆきます。時給スタッフの勤務時間は次のとおりです。

- 7時15分～10時30分 1人（作業専任）
 - 8時45分～13時00分 2人
 - 11時15分～15時30分 1人
 - 12時45分～17時00分 2人
 - 16時45分～21時00分 3人
- （計9人×2班、途中15分休憩）

(ウ) 常勤職員および時給スタッフ採用条件

人格に優れ、公共施設の管理運営に必要な知識を持つ者、または、地域福祉、生涯学習、そのほか地域社会に貢献する知識・技術を持つ者を公募または運営委員会（地域代表者）の推薦により採用します。

3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

(ア) 個人情報保護等の体制

当協会では、個人情報の収集を必要最小限に留め、内閣府の通達及び横浜市条例に忠実に管理を行い、当協会独自に「個人情報保護方針」とマニュアル「地区センターにおける個人情報保護の留意点(具体例・事例集)」を作成し、毎年の研修を通じて全職員へ周知徹底することで個人情報保護に努めています。なお、具体的な個人情報保護体制の概要は次のとおりです。

- a 利用者様の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、情報を収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決してしません。
- b 入館者記入表での個人名記入を無くし、登録団体名簿でも代表者様の連絡先以外の情報は収集しません。さらに二次利用は、公共機関からの依頼であっても、①同様の手順のうえご本人様の了解印を得た場合以外は一切行いません。また、個人情報を収集が必要とする業務や開示を求められた場合などについては、職員の一存でこれらを行うことを禁止し、必ず館長決裁を受けることとして管理しています。
- c 取得した個人情報は正確かつ安全に管理措置を講じます。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる棚に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難予防の施錠をしています。また、個人情報の館外への持出しは禁止しています。個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、明示した目的が終了しました際は速やかに事務所でシュレッダー処理します。
- d 苦情の申し出があった場合は適正かつ迅速に処理するために、苦情受付の窓口と担当者、苦情処理手順の策定等の必要な体制を整備し、館内にその掲示をしています。
- e 毎年、官公庁が主催する個人情報保護に関する研修を受講した館長が、法の理解とともに具体的な地区センター業務の中で個人情報を厳守することを目的として職員全員を対象とした研修を行っています。また、研修修了後に職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」を提出します。また、この職員全員の誓約書は横浜市の指示に従い、さらに横浜市長あてに提出しています。なお、当協会で開催している個人情報保護研修の概要は以下のとおりです。

○個人情報保護の必要性○個人情報保護法の概要○利用目的の特定○適正な取得と取得に際しての利用目的の通知等○正確性の確保○安全管理措置○開示制限○第三者提供の禁止○苦情処理○地区センター業務に係わる具体的な個人情報保護の留意点(利用団体について、個人利用者について、記名について、名簿の管理について、自主事業について、帳票・データの管理について、電子メール・FAXでの取り扱いについて、職員の個人情報について等)○質疑応答

(イ) 研修計画

「施設は人なり」を基本理念に次の研修を当指定管理期間中に実施します

- a 採用時研修：●業務研修 ●個人情報保護 ●救急・防災・防犯研修●マナー研修●人権研修
- b 年間研修：●市政・区政の理解と行政サービスインフォメーションの方法 ●マナー研修 ●福祉教育 ●利用ニーズのコーディネート ●児童の健全育成 ●生涯学習 ●安全性の確保 ●ニーズ調査～モニタリングの方法 ●生涯学習研修 ●業務改善検討会議～業務改善研修 ●利用者サービス向上会議～サービス向上研修 ●施設・設備管理研修 ●経理研修 ●地域福祉計画 ●人権研修・バリアフリー研修 ●個人情報保護 ●防災防犯研修 ●事故防止と救命研修(AED含む)

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

(ア) 事故予防計画・防犯計画・及び発生時の対応計画について

地区センターは乳幼児からお年寄りまでの幅広い年代層の方が利用されますために、あらゆる危険から来館者様を守ることが公共施設の使命と考え、日常点検・チェック表、定期巡視、マニュアルや研修・訓練により万全を期しています。また、**事故を予防するために施設のバリアフリー化・危険箇所の修繕につきましては、最も力を入れて改善しています。**また、設備や備品、巡視箇所などの十分な安全を確保するために毎日チェックリストをもとに点検し、職員全員が来館者様の行動を予測したリスクマネージメントができるよう十分な研修を行っています。

さらに、職員が開館時間内は事故予防・防犯・防災のために1時間毎に巡回を行い、職員の目の届きにくい場所には防犯カメラ4台で館内を見守り、常に利用者様の安全確保に最深の注意を払っています。閉館時は十分な点検を行い、閉館後はセコムによる防犯・防火管理をしています。

なお、市内80地区センターにおけるヒヤリハット集の編纂にあたりましては、当協会が市館長会の編集委員として協力した資料です。このように「横浜市全体の地区センターの利用者様のことを考え、その安全を確保すること。公益的な視野で考え、将来の地域のあり方を考え、協力してゆくことも当協会の使命と考えています。

(イ) 事故・犯罪・火事・地震・そのほかの災害に備えた職員の研修・訓練内容と完備しているマニュアルについて（各研修を全職員対象に年1回ずつ）

○事故の予防対策と発生時の対応 ○AED研修 ○防犯対策と発生時の対応 ○防火対策及び防火訓練（付「防災計画」） ○震災発生時の対応～誘導避難・安全確認 ○水害発生時の対応 ○リスクマネージメント～市内80地区センターにおけるヒヤリハット集

(ウ) 事故や傷病者発生時の対応

事故や急病等の緊急事態となった場合には、119番への適切な通報・救命措置（AED操作含む）、救急車の誘導・来館者様への協力要請、これらの役割分担などの救命に必要な対応を職員に徹底した研修を行っています

また、このセンターは公園に隣接しているために公園内でケガをする児童もあり、その対応や保護者に連絡がとれない場合に備えて小学校との連携体制を確立しています。さらに、近隣の整形外科・学校医と協同する体制を確立しています。

なお、万が一事故が発生した場合は、再発防止に向けて原因を徹底的に究明し、対応策の実施、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存、職員全員への周知・徹底を行います。また協会本部・区の担当課に速やかに報告します。

(エ) 火事や地震などの発生時の訓練

年2回、春に利用者会議出席者と共に避難訓練、秋の職員研修時に消防署と防火設備業者の協力を得て防災訓練を行います。なお、訓練の内容については、通報、警報・放送などによる来館者への周知、避難場所の確保・誘導、防災用利用団体予約表による館内の残存者確認、消火、各サークルによる会員の安否確認までの万全なマニュアルと訓練職員の役割分担などには万全の訓練を実施しています。

(オ) 閉館後・深夜などの水害発生時の避難場所の確保について

帷子川の**洪水警報発生時は地域住民の避難場所になるために、区の所管課の要請に応じて、深夜でも開館できるような体制が必要不可欠**です。また、地域外でも、区内で土砂崩れ警報などが生じた場合の避難場所になるために、**区の要請に迅速に応じ24時間いつでも開館できる人員体制を整えています。**実績として、このセンターは地域で運営して参りましたために、過去2回の深夜に区役所の要請に対し、10分以内に開館する対応をしました。（震災については避難場所の指定を受けていませんが、区からの要請がありました際は同様の対応ができます。）

(4) 施設の運営計画

ア 設置理念を実現する運営内容

イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

地区センターの設置理念である「地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるための運営」につきまして、私たちは専門的な知識（地域福祉援助技術＝Community Organization）を駆使し、さらに地域力を結集するためにネットワーク体制を築き、保土ケ谷中央地区社会福祉協議会をはじめ60以上の公共機関や公益法人、地域団体との協力体制のもとに、様々な地域活動をしてきました。その一例として、私たちが地域の社会資源を活用して「ほ도가や地区センター」で実施してきた乳幼児から高校生までへの支援の数々は、「地域の結集力」として各関係機関から高い評価をいただき、保育園長・保育士研修会での事例発表、横浜市教育委員会の教員研修や横浜市内の中高校生・保護者会を対象にした出張講座、青少年育成センターの指導者養成研修などの依頼を毎年数多く頂いています。

なお、この地域は保土ケ谷区の中核部であり、横浜市の中核部にも近いことから公営・民営の様々な施設が密集しており、一部の世代にはたいへんに恵まれた環境ですが、反面、放課後の小学生の安全な遊び場所、中学生の健全育成の場の確保、高齢期を迎え収入の減ってくる団塊の世代の生きがい支援については課題を抱えています。私たちはこの地域的な課題の解決に協力することを指定管理期間5年間の重点項目として、次の利用促進策を進めてゆきたいと考えます。

イ 利用促進策

- a 幼児などの子育て支援につきましては、地域の各子育て支援機関と連携した「地域子育てネットワーク」を築き、利用の促進と地域の子育て支援の充実を図ります。
- b 小学生に対しましては、現行の「小学生の居場所事業」とともに、地域の中で児童の安全な遊び場を確保してゆく「遊び場ステーション」に発展させる計画を立案・実行してゆきます。
- c 中学生の健全育成事業に関しましては、学区の中学校ばかりではなく、隣接する学区の中学校からの出張講座依頼にも応じ、施設のPR活動をしてゆきたいと考えます。なお、**小・中学生への支援は地域の中から指導者を育成する時間が必要なためにを前指定管理期間を費やしてきましたので、当指定管理期間はこの計画をぜひ実践したいと考えます。**
- d 団塊の世代への支援・利用促進策につきましては、「(5) 自主事業計画」を参照してください。
- e 自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会、体育指導委員、青少年指導員、PTA、学校家庭地域連絡会、民生委員・児童委員、保護司、少年補導委員などの定例会に積極的に参加して地域の情報やニーズを綿密に収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、**地域団体と相乗効果を上げる協力体制をさらに確立してゆきます。**現在では保土ケ谷中央地区の各団体との協力体制が最も大きく利用促進効果を上げているので、今後、保土ケ谷中央東部地区・星川岩間地区への協力を積極的に行うことにより利用促進を図ります。
- f 広報やWEBなどのPR手段のみではなく、商店街などへの毎年20以上の地域イベントへの協力、小学校のバリアフリー研修や施設見学、中学校や高校への職業体験実習の受け入れや出張講座など、センターから外へ出張した公益活動を通じて、利用促進とPRを図っています。
- g 前指定管理期間中に新たな利用団体が著しく増加した理由には、抽選倍率の高かった会場を、他の会場の機能を向上して多目的に利用できるようにしたことや、サークル活動の相談やコーディネート能力を向上させたこと、インターネットを見ての電話申込みが多いことからデータをリアルタイムにしたことなどが挙げられます。これらをさらに充実させていきたいと考えます。
- h 地域ばかりではなく、当協会が総合的に区内の地区センターなどの施設を管理運営することにより、保土ケ谷区全域の皆様へ有益なサービスを提供し、区内全ての施設の利用促進を図りたいと考えます。なお、このほかの利用促進策としまして、「(4) -オ 利用者サービスの向上の取り組み」「(5) 自主事業計画」「(7) -イ 増収策」をご参照ください。

(4) 施設の運営計画
ウ 利用料金の設定について

料 金 表

会場名		座席数	1コマあたりの 利用料金(※1)	日・祝の午後② (※2)	1時間あたりの 延長料金	
本館	多目的室A	24	600円	400円	200円	
	多目的室B	30	510円	340円	170円	
	小会議室A	18	420円	280円	140円	
	小会議室B	22	450円	300円	150円	
	和室	全面利用		480円	320円	160円
		分割利用(10畳)		240円	160円	80円
	料理室	25	640円	640円	320円	
音楽室	30	840円	560円	280円		
体育室	中会議室	48	840円	560円	280円	
	体育室	全面利用		1890円		630円
		分割利用 2/3 面		1260円		420円
		分割利用 1/3 面		630円		210円
レクリエーションホール		510円		170円		

(※1) 料理室は2時間、そのほかの会場は3時間の料金です。

(※2) 日曜・祝日の午後②は、全会場が2時間の利用料金です。

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービスの向上の取り組み
- カ ニーズ対応費用の用途について

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

当協会では利用者様の声を反映しますために、「利用者アンケート」「利用者会議」「ご利用時の聞き取り」「ご意見箱」「地区センター委員会」「スタッフの情報収集」「地域の社会福祉調査」のほか、窓口でいつでもご意見を伺える体制をとるなどの多様な手段を用いて地域の皆様や利用者様の意見をまとめてニーズを的確・綿密に把握し、それをアセスメントしたうえで毎年の事業計画を立案し、利用者会議において「公平性・公益性・効率性」の観点から利用団体の代表者様に審議いただき、地域の代表者からなる地区センター委員会で決議いただくという運営方法をとります。

またそのほか、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会、体育指導委員、青少年指導員、PTA、学校家庭地域連絡会、民生委員・児童委員、保護司、少年補導委員などの定例会に積極的に参加して地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域活動と相乗効果を上げる協力体制を確立しています。

なお、来館者様の苦情に関しましても、館内に苦情対応方法を明示し、常時苦情担当者を置き窓口にて即応できる体制をとっています。

オ 利用者サービス向上の取り組み

利用者様のサービス向上につきましては、これまで当協会が上げた収益金のほとんどを、この地区センターの老朽化が進んだ設備や備品等の修繕・交換に費やしてまいりましたが、これを継続します。また、本事業計画書に記述しました「(4) -イ利用促進策」「(5) 自主事業計画」と併せまして、次のサービス向上に取組みます。

- a 施設の利用を促し、地域交流を促進するためには、活動の場を必要とする個人や団体、サークルの結成に対して積極的に助言・相談・調整に応じる必要があります。そこで初めて利用する来館者様の相談に的確に感じられるよう、スタッフのコーディネイト能力向上を図り十分な教育・研修・研究をしていきます。また、ほどがや地区センターの機能以外のニーズがありました場合、他の施設の紹介や情報を提供する機能をさらに充実させたいと考えます。
- b この地区センターを利用していない近隣在住の皆様にも満足していただけるよう、単に地区センター内のサービスに留まらず、地域のイベントや町内の美化計画や各地域団体へ積極的に協力し、地区センターの外に出てサービスを提供することも重要な取り組みと考えます。また、利用者様や地域へのサービスだけでなく、近隣に在住の皆様に対してのご迷惑を十分に配慮することも必要です。特に保土ヶ谷区全域から多数の来館者様がいますために、路上などへのゴミの投棄、自動2輪車による騒音、晩秋の落葉への配慮、夜間利用者も多いこと等々に対して、近隣の皆様へご迷惑をかけませんよう最深の配慮をすることも重要なサービスと考えます。
- c 次期指定管理者につきましては、相鉄線の高架工事による西谷地区センターが移転することになりました場合の利用者様の対応を区の所管課とともに協力して整備する必要性が高いと考えます。このように当センターばかりではなく、保土ヶ谷区全域を考慮したサービス向上の取り組みも必要と考えます。

カ ニーズ対応費の用途について

ニーズ対応費は利用者の皆様へのサービス向上に使用する…いわば利用者様のお金をお預かりしている立場であります。このために、利用料金収入の3分の1にあたるニーズ対応費と備品購入費については次年度予算を利用者様に公開し、毎年利用者アンケートにより希望を伺ったうえで事業計画案を作成し、利用者会議で団体代表者様たちと一緒に「公平性・公益性・効率性」のもとに用途を検討し、地域代表者で構成する運営委員会で最終用途を決定するという方針をとってきました。このように利用者様の皆様の意見をもとに地区センターの美化とリニューアルをしてきました。今後もこの方針を継続したいと考えます。

(5) 自主事業計画

ア **身につけた知識を社会に役立てる、活動の場を提供する**

これまで私達は、「公共施設の行う自主事業は、単に一人ひとりの興味を満たす講座に留まらず、生涯学習を通じて心の豊かさを増してゆく」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくことへ発展させること」と考え実践してまいりました。そして、そのためには単に学ぶ場を作るばかりではなく、その「学んだ知識を社会に還元するための活動の場を提供すること」も私達の責務と考えます。私たちは、「同じ趣味を持った受講者様が更に自主的な活動へ発展させ、心の豊かさを持った仲間をつくる」そして活動の場を提供することにより「コミュニティの活性化へつなげる」こと…それが自主事業の本来の目的と考えています。

イ **指導者の育成事業**

生涯学習を効果的に実施するためには、まず「面白そう」という印象の講座を企画することが第一に重要ではありますが、これとともに、初めて受講した方が興味を損なわずに継続してゆくためには、「この先生に習うことが楽しい」「いつまでも、この先生に習いたい」と感じますよう、指導者の技術や知識だけではなく「指導者の心の豊かさ」が必要不可欠だと思います。私達は講座の企画だけではなく、このような品格を持った講師を広域的に発掘し、また地域に潜在している専門知識を持った方々を生涯学習指導者として啓発・育成してゆくことも重要な責務と考えています。初めて自主事業の講師を担当いただく場合は、事前に「生涯学習の理念」を十分に話し合い、私たちが企画した自主事業が生涯学習指導者を育成してゆく場にもなりますように努めています。

ウ **自主事業の企画について**

これまで私達が実施して参りました自主事業は、生涯学習やレクリエーション活動指導法、社会福祉調査法やグループワーク援助法などの専門知識を持った職員たちが、情報力をフルに活用して地域や市内の生涯学習指導者や社会資源を選定し、数々の良質な講座を区民の皆様に提供してきました。その基本的な考え方は次のとおりです。

- a 自主事業の企画に関しては、「全てのライフステージのニーズを考慮して企画をする」「幅広い世代の年齢層が参加できる自主事業を考案する」「育児講座や介護保険などのように特定の世代に役立つ実用講座も考案する」ことが必要と考えています。また、区民の皆様の多種多様な興味に応えるように、スポーツ、文芸、美術・工芸、音楽、語学、歴史、料理、娯楽、旅行、福祉、健康、生活、法律などの**あらゆる分野を網羅する講座**を当指定管理期間に組み、さらには国際性を考えた講座も企画します。
- b 当地区センターは交通の利便性を考えますと、他の地区センターの圏域ではニーズが低く成立しない講座でも（俳句、短歌、謡曲等）、区内全域のニーズを考えると十分に成立する講座もあります。当センターは保土ヶ谷区全域のニーズを把握した講座を企画することも責務と考えます。
- c 安価な受講料で良質の講座を数多く提供できますよう、低予算でハイ 퀄리티 の講座を企画する必要があります。その一例として、社会資源を活かした自主事業として近隣の各施設や機関とコラボレーションを図り、お互いの機能を相乗的に発揮できる自主事業等の工夫をしています。
- d 「合同育児講座～にこやかほがら親子の広場」のほか、私たちが企画した自主事業が現在では横浜市や区役所などの事業になっている講座がいくつかあります。その背景には、正確な社会調査と分析、プログラム作成が可能な専門的な知識と技術によるものです。私たちは社会的ニーズを正確に把握し、公益性・効率性・公平性を考え、社会啓発につなげること…それが、公共施設が実施する自主事業の責務と考えています。

エ **PR方法と広報能力の充実**

企画した自主事業を区民の皆様に広く広報することも重要な責務です。私達はあらゆる広報媒体を常に研究し、可能な限り広報活動につなげています。また、世代によって異なる情報の収集方法を把握し、あらゆる世代に伝達できる広報を研究しています。（現在の広報手段：ホームページ、区役所HPのお知らせ、広報ほどがや区版、プラネット、地域情報誌、地域商店街の広報誌、自治会の回覧、館内掲示など）

(6) 施設の維持管理計画

ア 法定点検

法定点検を遵守するとともに保土ヶ谷区長との契約を遵守した施設維持管理計画を実施します。

なお、この法定点検等につきましては、専門の管理事業者と委託契約を締結し、次のとおり実施します。

項目	業務	年回数	実施月
電気・ 機械設備	設備総合巡視点検、空調設備巡視点検	12	毎月
	電気設備点検	6	隔月
	空調設備定期点検	2	5,11月
	熱源機器等点検	4	5,8,11,2月
衛生管理	害虫駆除	2	8,2月
	ウォータークーラー清掃・水質検査	1	9月
	レジオネラ菌分析	2	5,8月
建物等	消防用設備点検	2	6,12月
	ガス監視装置点検	2	6,12月
	昇降機点検	12	毎月
	自動ドア点検	4	4,7,10,1月
	機械警備点検	毎日	毎日
清掃等	床面定期清掃	4	4,7,10,1月
	窓ガラス清掃	4	4,7,10,1月
	カーペットシャンプークリーニング	2	4,10月
	フローリング清掃	2	7,1月
	照明器具清掃	1	10月
	料理室フード及びフィルター清掃	2	4,10月
	換気扇清掃	2	7,1月
	植栽剪定・草刈	2	7,9月

イ 日常点検

a 施設美化

作業専任者が開館時刻の1時間30分以上前に出勤し、館内清掃、屋外清掃を行います。また、当センターは来館者以外にも松原商店街への買い物客や隣接する公園で遊ぶ児童がトイレを頻繁に利用しますために、スタッフにより毎日3回の清掃を行い、さらに週一回は専門業者に委託し清潔なトイレを維持します。

b 造園・花壇

粗大ゴミなどの投棄問題の対策として実施した花壇は、当センターの職員のボランティア活動を中心として利用団体様、地域の民生委員、地元商店街の花屋さん達の協力によるものです。今後も地域との協力関係を図り継続したいと考えます。また、当センターは落葉樹が多く、秋期はスタッフが毎日3回屋外清掃を行い、落ち葉が近隣の家に入らないよう最深の注意を払います。

c 定期巡視

毎日、開館時間前にチェックリストを元に設備点検を行い、事故の予防をします。また、開館時間内は職員が1時間毎に屋内と屋外を巡視して防犯・防災・事故の予防し、さらに施設の美化を維持します。

ウ 積立金による修繕

前述しましたとおり、収益金の積み立てにより、委託費では賅えない修繕に充当します。

(7) 収支計画

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

a 基本的考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当協会としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に協会自体の経営の安定も確保しながら、利用者に有効に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

b 収入計画の特徴と独自性

当協会は、「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする公益団体」のため、協会の収入は横浜市から支払われる指定管理料と施設の利用料金が、協会全体の収入の非常に大きな割合を占めています。

このような観点からすれば、指定管理料をはじめ、指定管理者業務に付随して生じる利用料金収入、自主事業収入等はいずれも貴重な財源となっています。殊に利用料金収入は、協会の自助努力によって、本来の業務の中で協会全体の収入増加にもつながる途が開かれているという意味で重要であり、様々な創意工夫を傾注して増加を目指すべきと考えます。

さらに、清涼飲料水の自動販売機を設置させていただいておりますが、館の利用者にとっても好評であると同時に、協会にとっても貴重な収入源になっています。

イ 増収策について

増収策につきましては、公共施設内であるために、条例などで許容される範囲で実施することを絶対条件としながら、大きく収益を伸ばして参りました。また、安定した経営を図るためには増収と伴に減収のリスクがある収入項目を徹底的に改善することも不可欠と考えております。

このことを踏まえ、既に本事業計画書の「(4)ーイ 利用促進策」「(4)ーオ 利用者サービス向上の取り組み」「(5) 自主事業計画」で記述しました計画の他に、次の増収策を講じます。

a 利用料金収入の拡大

- 様々な区民の皆様のニーズに対応できますよう、多目的に会場が利用できるよう改善し、大きく実績を伸ばしてきましたが、今後も、地域の新たな要望や潜在しているニーズの発掘し、多様化・変化してゆくニーズを調査し、これに対応する機能をさらに向上してゆきます。
- 会議室の利用申込は、前月1日に予約抽選会を実施し、抽選会終了後の空き室は先着順で受け付けます。定期的なサークル活動に支障がなくなった「2週間前の空き室」は回数に制限なく利用することを可能とし、「その期間は個人利用も可能」とすることにより、利用実績を大きく伸ばしてまいりました。これをさらに広域的にPRし、利用料金の増収を図ります。
- 自主事業を引き継いだ事後サークルについては、3ヶ月間の優先予約を可能とし、継続的で円滑なサークル活動ができるよう支援し、さらに増収を試みます。また、会員の少なくなったサークルを自主事業「サークル活動応援します」に取り上げ、利用団体の減少を防ぎます。

b 自主事業収入の拡大

「(5) 自主事業計画」で記述しました自主事業により利用団体数の増加を図ります。また、自主事業の効率化を図り安価な参加費で区民の皆様に良質な講座を数多く受講いただくことにより増収を図ります。また、これまでにセンターから外へ出て、自主事業のノウハウを生かし、地域のイベントなどを支援・プロデュースすることにより施設の利便性をPRすることでも増収を続けてきました。この範囲をさらに拡大し増収を図ります。

c 印刷費収入の拡大

ホールの印刷機は利用団体ばかりではなく地域の皆様にも使われ、印刷費収入は毎年増収しています。また、横浜国立大学での同好会活動などでもニーズは高く、さらに広報をしていきます。

d 自動販売機収入の安定化

館内と敷地内に一台ずつ導入した災害対応型自動販売機は大きな収益をもたらしています。今後も、人気商品と利用者様へのモニタリング等により安定した販売実績を確保します。

(7) 収支計画 (支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

(ア) 基本的な考え方

当協会は地区センターの運営に当っては、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本にしています。このためには、限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上や設備改善に充当して、利用者満足度の向上を図ります。

管理費については、横浜市が標榜する環境行動都市に直接関係する問題として捉え、こまめに不用の照明のスイッチを切ることや節水等日常の中で、職員、スタッフの意識を徹底させることや、そうしたことに利用者の理解と協力を得ることが強く求められていると考えます。

事業費については、まさに館の個性を発信する源泉になっており、限られた予算の中で自主事業の企画の内容に合わせて最大限優先して執行させるべきであると考えます。

二歳対応費については、横浜市の指導に従い利用料金収入見込み額の 3 分の 1 に相当する額を確実に充当することは勿論ですが、例えばその用途について、利用者会議や利用者アンケート等において利用者様の声を聞き、それを反映させながら決定していく手続きを経ることも重要であると考えます。

(イ) 具体的な計画

a. 管理費の節減

上記の例のように日常の中で節水等を実践することが、単に管理費の節減という問題に留まらず、横浜市の標榜する「環境行動都市」の実現に向けた行動であることを、職員、スタッフに徹底すると同時に利用者の理解と協力を求め一体的な取組みを行います。

- ・光熱費などの節約：平成 24 年度に決めました管理基準に基づいた省エネ対策を遵守します。
- ・水道蛇口への節水コマの取り付け。
- ・ゴミの削減：利用者様にはゴミの持ち帰りを協力してもらい、さらに、この地区センターは、一般通行路にもなっているために、ゴミの廃棄問題につきましても皆様にご理解をいただき、ゴミの排出削減を行っています。
- ・印刷資料の削減
パソコンのディスプレイ機能や掲示板等を活用し、廃棄物になる紙類を極力削減しました。
- ・設備の予防保全により不具合の程度を軽くし、修繕費の削減を図ります。

b. 複数の施設運営をするスケールメリットを活かす経費削減

- ・会計経理、労務管理を協会事務局が総合的に行い経費削減を実現させています。
- ・当協会 10 施設で設備の保守管理や定期清掃などの共同委託・購入と複数年度契約を行うことで経費を削減します。

c. 人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェックポイント図表を整備して、業務を単純化し、担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

先に記述しました増収計画とともに、上記のような収支計画により施設修繕基金を捻出し、老朽化の進んだこのセンターの修繕箇所を改善して参りました。今後もこれを実施してゆきます。

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
1. 幼児教室	未就園児と保護者	53,000	53,000	0	18,000	19,000	16,000
	300人						
	無料						
2. 暮らしに活かすアート教室	18歳以上	86,000	56,000	30,000	40,000	40,000	6,000
	100人						
	無料～500円						
3. サークル活動応援します！体験講座	18歳以上	26,000	11,000	15,000	0	20,000	6,000
	50人						
	無料～500円						
4. 子どもの居場所&子ども体験教室	小学生	44,000	40,000	4,000	18,000	16,000	10,000
	240人						
	無料～200円						
5. 子どもおもしろ実験室	小学生	21,000	21,000	0	10,000	10,000	1,000
	20人						
	無料						
6. 楽しく読書感想文を書こう	小学生	16,000	16,000	0	12,000	2,000	2,000
	20人						
	無料						
7. 敬老の日の贈り物	小学生と保護者	24,000	16,500	7,500	10,000	12,000	2,000
	15組						
	500円(1組あたり)						
8. 文化祭&体験講座	自由	220,000	180,000	40,000	0	170,000	50,000
	1000人						
	無料～500円						
9. 勤労感謝の贈り物	小学生	19,500	18,000	1,500	10,000	7,500	2,000
	15人						
	100円						
10. 子ども書道教室	小・中学生	27,000	27,000	0	20,000	5,000	2,000
	20人						
	無料						
11. 子ども書初展	小・中学生	30,000	30,000	0	0	0	30,000
	参加自由						
	無料						
12. おかあさんの勉強室「幼児のおやつ」	幼児の保護者(幼児同伴)	20,000	20,000	0	13,000	5,000	2,000
	20組						
	無料						
13. パソコン講習会	18歳以上	51,000	43,500	7,500	30,000	15,000	6,000
	15人						
	500円						
14. 国際交流の料理	自由(小学生無料)	45,000	35,000	10,000	20,000	21,000	4,000
	20人						
	500円						
合計		682,500	567,000	115,500	201,000	342,500	139,000

平成25年度 横浜市ほどがや地区センター 自主事業別計画書

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
1. 幼児教室	<p>地区センター近隣の市立保育園3園と子育て支援団体の協力による。地域の1歳半以上の未就園児と保護者を対象に、各園の保育士と年長園児がリズム遊びやパネルシアターを通じて交流する「みんなで遊ぼう」と、保育士の指導で親子が組になる「親子で遊ぼう」を開催する。</p> <p>①幼児子成長過程における「あそび」の重要性を保護者に認識してもらうこと ②幼児の社会経験の場の提供 ③子育て支援に関係する機関などの情報提供の場とすることを目的としている。</p>	5月～3月 8回 (参加者は毎回募集)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
2. 暮らしに活かすアート教室	<p>生活に彩りを添えるということで、墨彩画、ちぎり絵、茶道など全6講座を開催する。</p>	6月～2月 6回 (参加者は毎回募集)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
3. サークル活動応援します！体験講座	<p>ほどがや地区センターで活動しているサークルで、会員減少や会員募集をしている団体に呼びかけ、自主事業として取り上げる。</p>	6月～3月 5回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
4. 子どもの居場所 & 子ども体験教室	<p>子供の居場所は主に小学生を対象に地区社会福祉協議会と地域住民が協同で委員会を運営しているが、地区センターもサークル活動から学んだ大人が学習したことを小学生に教える場として協力しており、横浜市教育委員会などでも評価をいただき、研究発表を何度もしている事業である。また、その場で児童の創作力や社会性を助長するよう生け花、マジック、ちぎり絵教室などを開催したい。</p>	7月, 8月, 12月, 3月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
5. 子どもおもしろ実験室	<p>小学生を対象に楽しく科学を学ぶ。</p>	8月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
6.楽しく読書感想文を書こう	地域で実施していた事業をほどがや地区センターの自主事業として広域に参加者を募集する。 小学生が苦手としている読書感想文を楽しみながら書けるヒントを提供する。	8月 2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
7.敬老の日の贈り物	小学生と保護者により、敬老の日の贈り物を作る。	9月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
8.文化祭&体験講座	ほどがや地区センターを利用しているサークルの活動の発表の場であり、地域の皆さんも楽しみにしている文化祭を実施する。 (隔年に開催)	10月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
9.勤労感謝の贈り物	小学生が保護者や祖父母に手作りの贈り物を作る。	11月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
10.子ども書道教室	小学生を対象に書道の基礎を学び、子ども書初め展に参加する機会を作る。	12月 2回コース

事業名	目的・内容	実施時期・回数
11.子ども書初展	保土ヶ谷区子ども会連絡協議会が主催する子ども書初め展を共催する。	1月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
12.おかあさんの勉強室「幼児のおやつ」	子育てに必要な知識として、おやつの作り方を学ぶ。	2月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
13.パソコン講習会	テーマを設定し講習会形式で、主としてパソコン初心者を対象に実施する。	2月 3回コース

事業名	目的・内容	実施時期・回数
14.国際交流の料理	「料理を通して、その国の文化を知ろう」をテーマに、日本在住の外国人を講師に招き、家庭料理を紹介する。	2月 1回